

令和8年1月より、当事業所では介護職員の処遇改善のために下記の加算を算定しています。

○ 介護職員処遇改善加算II

算定にあたり、職場環境等要件（賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善）として下記の取り組みをしています。

区分	内容
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りの為、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めたうえで、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声掛けを行っている。
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	職場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
やりがい・働き外の醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共通する機会の提供